

西宮市空家等緊急安全措置条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等（以下「空家等」という。）に対する緊急の安全措置に関し、必要な事項を定めることにより、市民の生命、身体又は財産を保護することを目的とする。

(立入調査)

第2条 市長は、次条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

- 2 前項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(緊急安全措置)

第3条 市長は、市内に所在する空家等について、適切な管理が行われていないことにより市民の生命、身体又は財産に対し危険が切迫している場合において、当該空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）にこれを回避するための措置を行わせる時間的な余裕がないと認めるときは、その危害が及ぶことを防止するため、当該空家等に対し、必要な最小限度の措置を自ら行い、又はその職員若しくはその委任した者に行わせることができる。ただし、法第22条第10項又は第11項の規定の適用があるときは、この限りでない。

- 2 市長は、前項の措置を行ったときは、当該措置に係る内容を当該措置に係る空家等の所有者等に通知しなければならない。ただし、当該通知をすべき者を確知することができないときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の措置を行ったときは、当該措置に要した費用を当該措置に係る空家等の所有者等から徴収することができる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、令和6年9月1日から施行する。